

総行公第35号
総行女第8号
総行安第27号
令和5年4月28日

各都道府県知事
（人事担当課、安全衛生担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市市長
（人事担当課・安全衛生担当課扱い）
各人事委員会委員長

殿

総務省自治行政局公務員部長
（公印省略）

地方公共団体における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の
位置付け変更後における取扱いについて

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることとされました。これを踏まえ、人事院から各府省に対し、国家公務員における新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇（出勤困難休暇）、新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査や新型コロナワクチン接種を受ける場合等の職務専念義務の免除、感染防止に向けた職場における対応等に関する従前の通知等は本年5月7日をもって廃止する旨の通知及び指令が発出されましたので、送付いたします。

また、人事院による通知等の廃止を踏まえ、これまでに当部が発出した通知等で示した次の取扱いについては5月7日までの対応とします。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応（マスク着用の対応を含む。）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇（出勤困難休暇）の取扱い
- ・地方公共団体の職員採用における新型コロナウイルス感染症への対応
- ・新型コロナワクチン接種に係る特別休暇・職務専念義務免除の取扱い

各地方公共団体におかれましては、本通知等を参考にいただき適切に御対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各

市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部

公務員課公務員第二係（職務専念義務の免除に関する事項）

担 当 萩田、平川

電 話 03-5253-5543（直通）

公務員課公務員第四係（勤務時間・休暇に関する事項）

担 当 三木、阿部、松井

電 話 03-5253-5544（直通）

女性活躍・人材活用推進室（在宅勤務・テレワークに関する事項）

担 当 川瀬、窪田

電 話 03-5253-5546（直通）

安全厚生推進室（安全衛生に関する事項）

担 当 板垣、森田

電 話 03-5253-5560（直通）